平成２９年（フ）第１５４号
鹿児島県いちき串木野市美住町83番地　コンパスポイント美住102号
債務者　内田　直人
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１７８３号
大阪市天王寺区大道１丁目７番２号　アヴァンセ大道203号
債務者　安田　芳幸
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一津屋香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
宮崎県延岡市宮長町119番地
債務者　黒田　譲二
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第９７６号
横浜市青葉区すみよし台５番地３　リバーサイドⅡ―304
債務者　青木　　正
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４５号
北九州市小倉北区高坊１丁目４番28号（105）
債務者　濱田　宗人
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１８号
函館市大森町19番８―217号
債務者　東浜　勝美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２４号
函館市宮前町28番12号
債務者　保坂　　薫
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２７号
函館市新川町27番７号
債務者　濱野　佳枝
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
千葉県四街道市大日270番地２（豊ハイツ103）
債務者　平山　貴衛
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８３号
千葉県白井市池の上２丁目13番５号
債務者　渡邉　　薫
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８４号
千葉県白井市池の上２丁目13番５号
債務者　渡邉　孝子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２４号
千葉県八街市山田台77番地33
債務者　山田　信子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４６５号
愛知県春日井市朝宮町３丁目15番地１　ウエストパーク朝宮102号
債務者　山本　秀紀
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５００号
愛知県北名古屋市中之郷諏訪39番地
債務者　山田さき子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５号
岡山県倉敷市中島2620番地１　マンションみふねＮｏ11―201号
債務者　青木松一郎こと　趙　　松來
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地25番304号
債務者　林田　将平
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２５号
北九州市小倉北区高坊２丁目12番10―602号
債務者　世羅　弥生
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字上別府1872番地　静光園
債務者　白木　員子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部